社会福祉法人　南高愛隣会

「罪に問われた障がい者」の円滑な社会復帰のための支援イメージ（2014. 1. 30 版）

…平成 25 年度　厚生労働省社会福祉推進事業で実施
…検察庁で実施
…厚生労働省事業

適正な取り調べのための支援

助言・相談員（検討）

警察官からの相談に応じ、助言等を行う。

助言者

・検察の取り調べに対する助言又は最終処分に対する助言等を行う。
・社会復帰支援のための助言等を行う。

社会内訓練事業

不起訴処分又は執行猶予となった知的障がい者等を、刑事手続の早期の段階から福祉へつなぎ、「再犯防止」に向け特性に合わせた更生支援を実施する。

更生支援検証委員会　**更生プログラム開発委員会**

※「社会内訓練事業」を行う際には、「更生支援検証委員会」による評価を受けることを必須とする。

福祉的支援協力事業所協議会

矯正施設出所者及び社会内訓練修了者等を受け入れ、福祉サービスを提供する。

福祉事業所　更生保護施設　医療機関　ホームレス支援団体　その他

警察 → 検察 → 起訴猶予等 → 裁判 → 執行猶予 → 矯正施設 → 満期出所 → 社会

仮出所

社会福祉士の配置（社会復帰支援室）

取り調べを行うなかで、福祉の支援が必要と思われる者について、不起訴（起訴猶予）後の福祉支援の調整を行う。

社会とつなぐための支援

司法福祉支援センター

・弁護士/検察官、更生保護・福祉・医療機関等から依頼のあった「捜査・公判段階（被疑者・被告人）」及び既に「微罪処分・不起訴処分・罰金刑・執行猶予」等となった障がい者・高齢者について、改善・更生に向けた適切な環境や福祉的手立てを整え、円滑な社会復帰につなげる。
・地方検察庁に設置される「社会復帰支援室」との連携により、福祉的支援の調整等を行う。
・「調査支援委員会」の事務局業務を担う。

弁護士
弁護士会
法テラス

調査支援委員会

事務局が集めた情報に基づき、罪を犯した背景となった障がい特性や成育歴等を精査し、福祉による更生支援の可能性はもとより、地域生活（社会内処遇等）及び矯正施設での処遇においても参考となるような福祉的助言を行う。

地域生活定着支援センター

高齢や障がい等の理由で特別な支援が必要な矯正施設からの退所者に対し、出所後のサービス利用事業所の調整をはじめ、地域生活に適応させるための福祉的支援を行う。

社会での支援

寄り添い弁護士

・矯正施設収容中の対象者との面会を通じて、施設収容中に生じる問題や処遇について法的なアドバイスを行い、また、早期の仮出所が可能になるよう上申書を提出する。
・国選弁護人が選任されない期間に必要な活動を行うこと、実刑判決を受けた被疑者について、矯正施設に対して処遇にあたって障がい特性に配慮すること（PFI 刑務所への収容等）及び早期に特別調整に乗せるように要請すること等によって、裁判と裁判の間の空白・裁判と刑務所の間の空白を埋め、支援の切れ目をなくす。
・「社会内訓練」における「更生支援」に対し、権利保障の視点からチェック・助言を行う（「更生支援検証委員会」等への参加等）。
・ケース会議への出席等を通して福祉機関と連携し、円滑な社会復帰を妨げる法的問題（多重債務の整理、法的後見人の設定、生活保護申請同行　等）を解決する。